

再生医療を
あたりまえの医療に

第26期 定時株主総会 招集ご通知

第26期定時株主総会招集ご通知および株主通信としてお届けします。

日時

2024年6月18日（火）午前10時
（受付開始：午前9時）

議案

議案 取締役6名選任の件

場所

蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール
愛知県蒲郡市港町18-23
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

ご案内

- 定時株主総会終了後、**事業説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



株主の皆様には、日頃より格別のご高配とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

昨年度は、数多くの成果が得られた年になりました。黒字化はもとより、自家培養軟骨細胞の臨床試験、同種培養表皮の試験の完遂など、各種研究開発成果に加え、自家細胞のプラットフォームとしての再生医療製品事業の安定的な遂行、受託事業の伸長、ラボサイトの新展開など、当社の基盤をしっかりと構築できました。

四半世紀、当社は新しい医療にこだわって事業を進め、より多くの価値をご理解いただけております。医療品提供者としての価値はもちろんのこと、企業としての価値もさらに追求してまいります。引き続き、ご支援賜りますようお願いいたします。

代表取締役 社長執行役員 高 賢一郎

J-TEC IRメールのご案内

最新のニュースをお届けします

J-TEC IRメール配信のご登録はこちら

<https://www.jppte.co.jp/investors/ir-mail/index.html>

J-TEC IRメール配信は、適時開示やIR情報サイトの更新等をお知らせするものです。定期的に配信するメールマガジンとは異なります。更新の内容によって配信を行わない場合もあります。



スマートフォンの方はこちら

『J-TEC 事業説明会』開催のお知らせ

現地（株主総会后） & オンラインでの2日間開催

今年度はより多くの株主さま、投資家の皆さまに当社事業への理解を深めていただけるよう、株主総会后の現地開催による事業説明会を再開します。更に、後日、オンラインによる事業説明会も開催します。説明会では、代表取締役が当社事業だけではなく、現状を踏まえた今後のビジョンについても分かりやすくお話しします。皆さまのご参加をお待ちしています。

現地（株主総会后）開催

開催日程 **2024年6月18日(火)**
(株主総会后に実施します)

開催形態 **会場：蒲郡商工会議所**

オンライン開催

開催日程 **2024年7月25日(木)**
19：00～20：00

開催形態 **Zoom ウェビナー**
(事前申込みが必要です)

【7/25オンライン事業説明会 申込方法】

申込受付期間：2024年5月24日～7月24日

申込フォーム

https://zoom.us/webinar/register/WN_MD4MyZbDTMashGGt6AJnTQ

1. パソコンから上記URLにアクセス、またはスマートフォンより申込みフォームへアクセスし、必要事項をご入力ください（メールアドレスはお間違えのないようご注意ください）。
2. 入力内容をご確認のうえ、「送信」ボタンをクリックしてください。
3. 申込み後、ご入力いただいたメールアドレスへ「申込受付完了&ご案内」のメールが送信されます。
4. 当日の参加方法等は上記返信メールにてご確認ください。



スマートフォン
の方はこちら

個人情報の取り扱いについて

お申込みの際に入力されたお名前、メールアドレス等の個人情報は、「オンライン事業説明会」のご案内を当社よりお送りするためのみに利用します。

適応拡大 自家培養軟骨「ジャック®」適応拡大へさらに前進

～ より多くの患者さんに求められる製品へ ～

当社は、自家培養軟骨「ジャック®」の変形性膝関節症への適応拡大に向けた臨床試験について、治験終了届書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ提出しました。

この試験で得られたデータを解析したところ、自家培養軟骨による治療群において、ヒアルロン酸ナトリウム製剤投与群に対し、統計的に有意な臨床症状の改善が示されたとともに、自家培養軟骨による治療群の軟骨欠損部において硝子軟骨様組織による修復が確認されました。

詳細は当社HPの適時開示をご覧ください（URL：<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7774/tdnet/2403844/00.pdf>）。



スマートフォン
の方はこちら

<主な解析結果>

- 主要評価項目である「治療前と治療開始後52週のWOMACスコア*の変化量」について、自家培養軟骨による治療群がヒアルロン酸ナトリウム製剤投与群に対して統計的に有意に改善（ $P < 0.0001$ Studentのt検定）
※WOMAC（Western Ontario and McMaster Universities Osteoarthritis Index）スコア：患者立脚型の臨床症状を主体とする評価スコア
- 副次評価項目の「硝子軟骨様組織による修復の有無」について、第三者の評価機関がMRI検査、関節鏡検査、組織学的評価等の結果を基に総合的に評価した結果、評価対象となった軟骨欠損部位の97.4%について、自家培養軟骨による治療開始後52週に硝子軟骨様組織による修復が認められた
- 安全性について、問題となる有害事象は認められなかった

2024年6月より 自家培養軟骨「ジャック®」保険償還価格が改定

当社が令和6年度診療報酬改定に向けて厚生労働省に提出した「特定保険医療材料の不採算品目引き上げに係る要望書」に基づいて検討された結果、自家培養軟骨「ジャック®」の保険償還価格が2024年6月1日より下記のとおり改定（引き上げ）されます。

詳細は当社HPの適時開示をご覧ください（URL：<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7774/tdnet/2406696/00.pdf>）。

● 保険償還価格（2024年6月1日～）

150ヒト自家移植組織（2）

機能区分		新償還価格	現行の償還価格
自家培養軟骨	① 採取・培養キット	1,000,000円	895,000円
	② 調製・移植キット	1,890,000円	1,270,000円

※自家培養軟骨ジャックは高額療養費制度の対象であり、本償還価格の改定による患者さんの自己負担額への影響はありません。



スマートフォン
の方はこちら

株主各位

証券コード 7774
(発送日) 2024年5月31日
(電子提供措置の開始日) 5月24日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング
代表取締役 畠 賢一郎

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jp-te.co.jp/investors/stock/shareholders-meeting/index.html>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7774/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジャパン・ティッシュエンジニアリング」又は「コード」に当社証券コード「7774」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月17日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1 日 時	2024年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	愛知県蒲郡市港町18-23 蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3 会議の目的事項	報告事項 第26期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 議案 取締役6名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、当日ご来場いただく株主様は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「直前3事業年度の財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「その他の記載事項」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 決議通知については、当社ウェブサイト (<https://www.jp-tec.co.jp/>) へ掲載しますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

ご案内

- 定時株主総会終了後、**事業説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご来場いただけない株主様は、別途オンラインでの事業説明会も開催いたしますので、「J-TEC事業説明会開催のお知らせ」をご参照いただき、ご参加くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

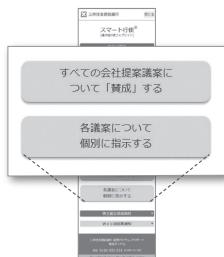
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

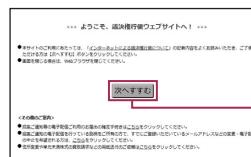
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	候補者属性
1	はた けんいちろう 畠 賢一郎	代表取締役 社長執行役員	再任
2	おおすか としひろ 大須賀 俊裕	取締役 専務執行役員	再任
3	なかの たかゆき 中野 貴之	取締役	再任
4	ひがしやま ひろつぐ 東山 博次	取締役	再任
5	まさい としゆき 正井 俊之	社外取締役	再任 社外 独立
6	きたじま やすお 北島 康雄	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center; background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<div style="text-align: center;">  <p>はた けんいちろう 畠 賢一郎 (1964年8月14日生)</p> <p>所有する当社の株式数 29,500株</p> <p>取締役在任期間：20年</p> <p>取締役会出席回数 (2023年度) 12回／12回 (100%)</p> </div>	<p>1995年 4月 名古屋大学医学部附属病院 歯科口腔外科医員</p> <p>1996年 4月 国家公務員共済組合連合会名城病院 歯科口腔外科医員</p> <p>1997年 8月 名古屋大学医学部口腔外科学講座 文部教官助手</p> <p>2000年 4月 名古屋大学医学部組織工学 (J-TEC) 寄附講座 助教授</p> <p>2002年 6月 名古屋大学医学部附属病院遺伝子再生医療センター 助教授</p> <p>2004年10月 当社入社、研究開発部長</p> <p>2004年12月 当社取締役</p> <p>2009年 6月 当社常務取締役</p> <p>2015年 3月 日本再生医療学会 理事 (現任)</p> <p>2015年 6月 当社取締役常務執行役員 富士フィルム株式会社 R&D統括本部再生医療研究所長</p> <p>2017年 7月 セルラー・ダイナミクス・インターナショナル・ジャパン株式会社 取締役</p> <p>2017年11月 当社代表取締役社長執行役員</p> <p>2019年 6月 当社代表取締役会長執行役員 再生医療イノベーションフォーラム 代表理事会長</p> <p>2019年 9月 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団 理事 (現任)</p> <p>2020年 4月 富士フィルム株式会社 R&D統括本部バイオサイエンス&エンジニアリング研究所 主幹研究員</p> <p>2020年 6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任)</p> <p>2023年 6月 再生医療イノベーションフォーラム 代表理事副会長 (現任)</p> <p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>畠賢一郎氏は、長年にわたり口腔外科医として再生医療に携わってきた実績に加え、当社において2004年12月より取締役、2009年6月より常務取締役、2017年11月より代表取締役として経営に携わってきた経験を有しております。</p> <p>また、日本再生医療学会理事、文部科学省ライフサイエンス委員会委員、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会委員、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) プログラムスーパーバイザー、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団理事等に加え、2019年6月からは再生医療イノベーションフォーラム (FIRM) の代表理事として日本の再生医療の発展ならびにその産業化に貢献してきた経験を有しております。</p> <p>これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">2 再任</p>	<div style="text-align: center;">  <p>おおさか としひろ 大須賀 俊裕 (1957年1月15日生)</p> <p>所有する当社の株式数 95,500株</p> <p>取締役在任期間：25年</p> <p>取締役会出席回数 (2023年度) 11回/12回 (92%) ※</p> </div>	<p>1980年 3月 ナトコペイント株式会社 (現ナトコ株式会社) 入社 1986年10月 株式会社ニデック入社 1999年 2月 同社から出向、当社管理統括取締役 2003年 4月 株式会社ニデックから転籍 2004年 6月 当社専務取締役 2007年 4月 当社専務取締役 経営管理部長 コンプライアンス担当 2007年 5月 当社専務取締役 コンプライアンス担当 2010年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長 コンプライアンス担当 2011年 4月 当社専務取締役 2012年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長 2014年 3月 当社専務取締役 営業部長 2015年 6月 当社取締役専務執行役員 営業部長 2016年 4月 当社取締役専務執行役員 2017年 4月 当社取締役専務執行役員 営業推進本部長 2018年 4月 当社取締役専務執行役員 生産統括本部長 兼 製造部長 2019年 4月 当社取締役専務執行役員 生産統括本部長 2021年 6月 当社取締役専務執行役員 (現任)</p> <hr/> <p>(取締役候補者の選任理由) 大須賀俊裕氏は、株式会社ニデックにおける長年の経験に加え、新規事業として1999年の当社設立に尽力し、当社において2004年6月より専務取締役として経営及び再生医療の産業化に長年にわたり携わってきた経験を有しております。 また、日本再生医療学会代議員、臨床培養士制度委員会委員等として日本の再生医療の発展ならびにその産業化に貢献してきた経験を有しております。 これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

※ 忌引きのため、取締役会を1回欠席いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<div style="text-align: center;">  <p>なかの たかゆき 中野 貴之 (1971年7月9日生)</p> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：3年</p> <p>取締役会出席回数 (2023年度) 11回/12回 (92%) ※</p> </div>	<p>2000年 4月 武田薬品工業株式会社入社</p> <p>2007年 4月 Takeda Global R&D Center 出向 (米国駐在)</p> <p>2009年 4月 武田薬品工業株式会社 医薬開発本部 開発戦略部 主席部員</p> <p>2011年 4月 Takeda Pharmaceutical International Inc. 出向 (米国駐在) ディレクター</p> <p>2014年 5月 Takeda Vaccines, Inc. 出向 (米国駐在) グローバルビジネスプランニング・ヘッド 兼 ジャパンビジネスコーディネーター</p> <p>2021年 1月 帝人株式会社入社 経営企画管掌補佐</p> <p>2021年 4月 同社経営企画管掌補佐 兼 再生医療新事業部長</p> <p>2021年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>2022年 4月 帝人グループ理事 コーポレートビジネスインキュベーション部門長補佐 兼 再生医療新事業部長</p> <p>帝人ナカシマメディカル株式会社取締役 (現任)</p> <p>2023年 4月 帝人株式会社 ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長 (現任)</p> <p>帝人メディカルテクノロジー株式会社取締役 (現任)</p> <p>2023年 6月 再生医療イノベーションフォーラム 理事 (現任)</p> <p>2023年 8月 帝人リジェネット株式会社取締役 (現任)</p> <hr/> <p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>中野貴之氏は、武田薬品工業株式会社の国内および海外拠点でグローバルな医薬品の研究開発およびワクチン事業の運営に長年携わってきた経験に加え、2021年1月からは帝人株式会社において経営企画および再生医療・埋込医療機器事業に携わってきた経験を有しております。また、2023年8月からは、新たに設立された帝人リジェネット株式会社において、再生医療等製品のCDMO (開発受託・製造受託) 事業の発展に尽力しております。</p> <p>これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

※ 2023年度中に開催された取締役会12回のうち1回は、帝人株式会社との再生医療受託事業に係るライセンス契約締結承認のための臨時取締役会であり、支配株主である同社の役職員を兼務している中野貴之氏は、利益相反を回避するため、当該取締役会を欠席いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">ひがしやま ひろつぐ 東山 博次 (1972年8月22日生)</p> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：1年</p> <p>取締役会出席回数 (2023年度) 9回/9回 (100%)</p>	<p>1996年 4月 帝人株式会社入社 2004年 6月 Teijin Aramid B.V. Integration Manager (オランダ駐在) 2009年 6月 帝人株式会社経営戦略部担当課長 2017年 4月 同社複合成形材料事業企画管理部戦略企画課長 2018年12月 Inapal Plasticos S.A. 副社長 (現 Teijin Automotive Technologies Portugal S.A.) (ポルトガル駐在) 2021年 8月 帝人株式会社ヘルスケア新事業管理部長 2022年 4月 同社CBI事業管理部長 2022年 6月 米国公認会計士登録 (ワシントン州) 2023年 4月 帝人株式会社新事業管理部長 (現任) 2023年 6月 当社取締役 (現任) Teijin Lielsort Korea Co., Ltd. 監査役 (現任)</p> <p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>東山博次氏は、帝人株式会社の国内および海外拠点で経営戦略に長年携わってきた経験に加え、2021年8月からは、同社のヘルスケア新事業の推進に携わってきた経験を有しております。また、2022年には米国公認会計士として登録され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; background-color: #333333; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  <p>まさい としゆき 正井 俊之 (1952年8月5日生)</p> </div> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：2年</p> <p>取締役会出席回数（2023年度） 12回／12回（100%）</p>	<p>1980年 3月 株式会社ニコン入社</p> <p>2001年 9月 同社広報部ゼネラルマネージャー</p> <p>2004年 1月 同社執行役員 ニコンInc.社長（米州）</p> <p>2007年 9月 同社執行役員 ニコンヨーロッパBV社長（欧州）</p> <p>2009年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員 インストルメントカンパニー社長</p> <p>2009年 7月 日本顕微鏡工業会 副会長</p> <p>2013年 6月 日本光学測定器工業会 会長</p> <p>2014年 6月 株式会社ニコン取締役 日本電子株式会社取締役 兼 副社長執行役員</p> <p>2017年 6月 株式会社ニコン顧問 日本電子株式会社顧問</p> <p>2022年 3月 株式会社府中カントリークラブ取締役</p> <p>2022年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2024年 3月 株式会社府中カントリークラブ常務取締役（現任）</p> <p>（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要）</p> <p>正井俊之氏は、株式会社ニコンにおける長年の経験に加え、米国、欧州といった海外拠点の経営に携わってきた経験を有しております。当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しております。また、日本顕微鏡工業会副会長及び日本光学測定器工業会会長として、業界の発展をリードしてきた経験を有しております。</p> <p>同氏が選任された場合は、これらの豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場から当社の経営に関与していただく予定です。</p> <p>当社は、社外取締役正井俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  <p>きたじま やすお 北島 康雄 (1943年6月22日生)</p> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：1年</p> <p>取締役会出席回数（2023年度） 9回／9回（100%）</p> </div>	<p>1968年 4月 岐阜大学医学部小児科 研修医 1968年12月 医師免許取得 1969年 4月 岐阜大学大学院医学研究科（生化学） 1974年 1月 医学博士学位授与 1975年 3月 アメリカテキサス大学博士研究員（Postdoctoral fellow）（植物学部細胞生物学）留学 1977年 4月 岐阜大学医学部皮膚科 助手 1981年 7月 日本皮膚科学会皮膚科専門医 1981年10月 岐阜大学医学部皮膚科 講師 1983年 6月 自治医科大学皮膚科 助教授 1993年 7月 岐阜大学医学部皮膚科 助教授 1994年 4月 岐阜大学医学部皮膚科 教授 2000年 9月 日本医真菌学会認定専門医 2002年 4月 岐阜大学医学部附属病院長 2009年 4月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長代行・理事 2011年 4月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長・理事 2018年 3月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 名誉院長・理事 2020年 4月 一般財団法人誠仁会理事長（現任） 2022年 1月 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 名誉院長・理事（現任） 2023年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要）</p> <p>北島康雄氏は、2002年から岐阜大学医学部附属病院長として、2009年から社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長・理事として、長年、病院経営に携わり、優れた経営実績と豊富な経験を有しております。当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しております。</p> <p>また、岐阜大学医学部皮膚科教授、日本皮膚科学会副理事長、日本医学会評議員などを歴任され、2010年からはBest doctors in Japanの一人として何度も選出されており、医学界の発展に貢献してきた実績を有しております。同氏が選任された場合は、これらの豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場から当社の経営に関与いただく予定です。</p> <p>当社は、社外取締役北島康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 東山博次氏、北島康雄氏は、第25期定時株主総会（2023年6月14日）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
3. 当社は、中野貴之氏、東山博次氏、正井俊之氏、北島康雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、中野貴之氏、東山博次氏、正井俊之氏、北島康雄氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去10年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）におけるわが国経済は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して以降、行動制限の緩和や各種政策の効果によるインバウンド需要の回復などが景気を支える一方で、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や欧州経済の低迷、米国経済の堅調さによる円安などが、物価上昇を進行させました。大企業を中心とした賃金上昇や日経平均株価の上昇などの堅調な成長もみられましたが、これらの影響は一部の企業に限られており、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

再生医療・細胞治療分野では、岸田内閣の下「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が提唱され、再生・細胞治療・遺伝子治療等を含む科学技術・イノベーションへの重点的投資を含む、バイオテクノロジー領域の成長を促す政策が注目されています。その一例として、経済産業省が令和4年度補正予算「再生・細胞医療・遺伝子治療の社会実装に向けた環境整備事業」において総額50億円の補助金を拠出することを決定し、当社の取り組みもその事業の1つとして採択されました。また、「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」として、安定的かつ効率的な製造技術基盤の確立や、原料となる細胞の供給環境の整備等の取り組みが開始されています。さらに2023年11月には、経団連バイオエコノミー委員会が「バイオ医薬品の産業強化に向けてー再生医療等製品の普及と産業化ー」として意見書を公開し、産業界から見た本領域の課題が整理されました。これらの活動を通じて、わが国の再生医療等製品（細胞加工製品及び遺伝子治療用製品）は当社5製品を含む20品目となりました。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業、再生医療受託事業、研究開発支援事業を展開するとともに、新規パイプラインの開発に取り組みました。各セグメントにおける概況及び新規パイプライン開発に関する特記事項は、以下の通りです（□内は当事業年度における主な成果です）。

[再生医療製品事業]

当社は再生医療製品事業として自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャック、自家培養角膜上皮ネピック及び自家培養口腔粘膜上皮オキュラルの製造販売を行っています。

・自家培養表皮ジェイス

自家培養表皮ジェイスは、2009年1月に重症熱傷を適応として保険収載された国内初の再生医療等製品であり、先天性巨大色素性母斑及び表皮水疱症（栄養障害型と接合部型）にも適応を拡大しています。ジェイスの保険適用に関しては、患者さんの一連の製造につき保険算定できる枚数の上限が設定されており、熱傷治療は40枚（医学的に必要がある場合に限り50枚）、先天性巨大色素性母斑治療は30枚、表皮水疱症（栄養障害型と接合部型）治療は50枚が保険算定限度となっています。

・自家培養軟骨ジャック

自家培養軟骨ジャックは、2013年4月に保険収載された国内第2号の再生医療等製品であり、膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）を適応としています。2019年1月には、ジャックの移植時に用いていた患者さん自身の骨膜に代わって人工のコラーゲン膜を使用する一部変更承認を取得して、手術侵襲の低減と簡便化を実現しました。2022年6月には、承認後の使用成績調査について再審査が終了し、承認時の有効性及び安全性が改めて確認されました。

・自家培養角膜上皮ネピック

自家培養角膜上皮ネピックは、2020年6月に保険収載された眼科領域では国内初となる再生医療等製品であり、角膜上皮幹細胞疲弊症（スティーヴンス・ジョンソン症候群・眼類天疱瘡・移植片対宿主病・無虹彩症等の先天的に角膜上皮幹細胞に形成異常を来す疾患・再発翼状片・特発性の角膜上皮幹細胞疲弊症の患者さんを除く）を適応としています。

・自家培養口腔粘膜上皮オキュラル

自家培養口腔粘膜上皮オキュラルは、角膜上皮幹細胞疲弊症を適応としており、2021年12月に保険収載されました。口腔粘膜上皮細胞を用いて両眼性の角膜上皮幹細胞疲弊症を治療することが可能な、世界初の再生医療等製品です。

当事業年度における再生医療製品事業の売上は、1,406,614千円（前期比0.0%増）となりました。売上の主な内訳は以下の通りです。

当事業年度におけるジェイスの売上は、911,436千円（前期比10.2%増）となりました。重症熱傷では、救急搬送ルートの変容や救命救急科スタッフの異動に狙いを定めた医局説明会や地方学会の施策が奏功し、適応症例の受注獲得が加速して売上をけん引しました。先天性巨大色素性母斑では、拠点施設を中心に営業活動を展開しましたが、治療の候補となる患者さんが少ない状況は変わらず苦戦が続きました。一方、11月に開催された母斑研究会において、母斑が広範囲にわたる症例に対する新しい治療法が議論され、それとジェイスを併用する検討が開始されており、今後の受注増加が期待されます。表皮水疱症では、候補患者の移植スケジュール調整が進み、順調に売上が拡大しました。次年度も当期に展開した営業基本戦略を継続するとともに、ジェイスの臨床的意義を最大限訴求する施策を実行し、売上増加につなげます。

当事業年度におけるジャックの売上は、320,508千円（前期比13.8%減）となりました。コロナ禍で受注が途絶えた医療機関や新規施設からの受注は堅調でしたが、ジャックの売上をけん引する大口施設の受注が回復しませんでした。医師の異動先の医療機関が施設要件を満たしていない影響が大きく、受注の回復に時間を要しています。一方、12月に開催された日本膝関節学会では、ジャックによる関節温存治療の有効性が示され、医師からの評価は高まっています。それを追い風にエビデンスを訴求し、拠点施設を増やすことで売上の底上げを図ります。また変形性膝関節症への適応拡大に向けた治験についても、計画通り着実に申請準備を進めています。

当事業年度における眼科領域・その他の売上は、174,670千円（前期比15.7%減）となりました。ネピックに続きオキュラルの販売開始でこれまで眼科領域の売上は拡大してきましたが、拠点施設での候補となる待機患者への移植が一巡したことにより売上が伸び悩みました。一方、新たな動きとして、片眼にオキュラルを移植した両眼性疾患の患者さんに対する対側眼への受注が入り始めました。今後も全国の角膜専門医へ眼科領域初の再生医療を継続的に訴求して、治療対象となる患者さんの掘り起しに努めます。さらに、販売を担う株式会社ニデックと協働し、主要学会での一般眼科医への製品認知度向上や治療成績に関する情報発信を行うとともに、潜在患者への直接的な治療啓発への取り組みを具体化し、売上増加につなげます。当社はニデックと連携し、根治療法の存在しなかった角膜上皮疾患に対して再生医療というソリューションを広く提供していきます。

[再生医療受託事業]

当社は再生医療受託事業において、再生医療等製品の受託開発ならびにコンサルティング及び特定細胞加工物製造受託を行っています。

・再生医療等製品の受託開発

当社は、医薬品医療機器等法のもと、再生医療等製品の承認を目的として臨床研究を実施するアカデミアや、医師主導治験を実施する医療機関、再生医療等製品の開発を行っている企業を対象に、再生医療等製品に特化した開発製造受託（CDMO）サービス・開発業務受託（CRO）サービスを提供しています。自社製品の開発、製造販売で培った薬事開発、規制当局対応のノウハウ、GCTP適合の製造設備等の豊富な実績及びノウハウを生かし、細胞種（体細胞・幹細胞・iPS細胞）や製品形態を問わず、シーズの開発段階から実用化後までトータルかつシームレスに支援しています。

・コンサルティング及び特定細胞加工物製造受託

当社は、再生医療等安全性確保法のもと、再生医療の提供機関に対するコンサルティングならびに特定細胞加工物製造受託サービスを提供しています。コンサルティングサービスでは、再生医療等提供計画の作成・細胞加工施設の運営体制の構築等、臨床研究・治療提供のために必要な行政手続きを支援しています。特定細胞加工物製造受託では、厚生労働省より許可を得た当社の細胞培養加工施設で特定細胞加工物の製造を受託しています。

当事業年度における再生医療受託（CDMO）事業の売上は、865,533千円（前期比106.4%増）となりました。新規顧客、既存顧客及び親会社である帝人株式会社からの受託がそれぞれ順調に増加しました。2023年4月19日付で帝人と再生医療受託事業に係るライセンス契約を締結し、本契約に基づくマイルストーン対価の一部（170,000千円）を計上したことも大きな増加要因となりました。

当社の再生医療製品等の製造販売による実績や経験を基に、お客様の課題解決に貢献することに努める一方、事業部内の業務効率化、体制強化に取り組んだ結果、よりお客様への役務提供へ注力できる好循環を生み出し、CDMO事業としての着実な実績を積み上げてきました。

当期に設立された帝人リジェネット株式会社をはじめ、帝人グループの関連各社と協働し、CDMO事業の拡大を通じて社会に貢献します。

[研究開発支援事業]

当社は研究開発支援事業において、自社製品の開発で蓄積した高度な培養技術を応用した研究用ヒト培養組織の製造販売を行っています。

・ラボサイトシリーズ

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。日用品、医薬品、化粧品及び化学品メーカーなど、化学物質を扱う企業向けに販売しています。

当事業年度における研究開発支援事業の売上は、242,042千円（前期比17.0%増）となりました。研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、円安による原材料価格及び物流コストの高騰のため、2023年4月に価格改定を行いました。価格改定によるユーザー離れが懸念されましたが、オンライン面談による製品使用方法及び疑問点へのきめ細やかな説明、新規使用方法のウェビナー開催などを実施した結果、前期に対し売上が増加しました。また、同年4月よりラボサイトシリーズの製造、販売、開発機能を集約した「研究開発支援事業部」を設立し、機動的な製品開発、コンパクトな組織運営による事業利益拡大を図っています。

エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験法及び皮膚腐食性試験法ならびに、角膜モデル24を用いた眼刺激性試験法は、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）のテストガイドラインに記載されており、日本国内においてはトップシェアを占めるモデルとなっています。また、現在エピ・モデル24を用いた新たな標準法として、皮膚感作性試験のテストガイドライン収載に向けた準備を進めており、今後の収載を足掛かりに、国内外での売上増加を狙います。

当社は引き続き、ラボサイトシリーズが信頼性の高い動物実験代替材料として活用できることを国内外に発信し、顧客ニーズの把握ならびに新規顧客獲得を通じて売上増加を目指します。

[新規パイプラインの開発]

当社は、今後の成長を加速させるため、新たなパイプラインの開発に積極的に取り組んでいます。2023年5月には経済産業省 令和4年度第二次補正予算「再生・細胞医療・遺伝子治療の社会実装に向けた環境整備事業費補助金」において、再生医療等製品の価値向上とその社会実装に向けた活動が採択され、当社既承認製品の市場拡大と新規製品の臨床使用の推進を目指す環境整備を進めています。

当事業年度における特記事項は以下の通りです。

- 非外科的治療が無効又は適応とならない白斑の治療を目的とするメラノサイト（色素細胞）含有自家培養表皮（販売名：ジャスミン）については、2023年3月17日付で製造販売承認を取得し、保険収載に向けて活動しています。早期の保険適用を目指すとともに、患者さんの生活の質（QOL）向上に貢献します。
- わが国で初となる他人の皮膚組織を原材料としたレディメイド（事前に製造・保存しておき、必要な時に遅滞なく使用することができる）製品である他家（同種）培養表皮（開発名：Allo-JaCE03）については、2021年8月に日本医療研究開発機構（AMED）の補助事業として「同種培養表皮の開発・事業化」に関する案件が採択され、2021年11月よりⅡ度熱傷を対象とした治験を実施しています。治験においては最終症例の治療が終了し、全例の経過観察を完了しました。速やかにデータをまとめて申請準備を行います。さらに、「再生医療等製品の原材料となるヒト（同種）細胞の安定供給体制の構築」に関する案件が2021年6月にAMEDの委託事業として採択されており、多種多様な間葉系幹細胞の特性を明らかにするとともに、国産の他家（同種）細胞を用いた再生医療の産業化を進めてきました。
- ジャックの適応拡大に向けて、変形性膝関節症を対象とした治験を実施し、治験終了届を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出しました。治験で得られた症例に関するデータをまとめており申請準備を進めています。本適応拡大を通じて、対象患者の多い市場への展開を目指します。また、2023年6月には、愛知県が公募した「新あいち創造研究開発補助金」事業において膝領域の新規製品開発に関する案件が採択され、膝治療のための細胞や材料開発を進めています。
- 帝人株式会社との共同研究を実施しており、皮膚や膝領域の治療を目的として、細胞（移植細胞又は移植部周囲の細胞）との親和性が高い材料の開発を進めています。
- CD19陽性の急性リンパ性白血病（Acute Lymphoblastic Leukemia）の治療を目的とする自家CAR-T細胞製剤については、2019年から「piggyBacトランスポゾンベクターを用いた自家CD19 CAR-T療法の企業治験開始に向けた研究開発」（ウイルスベクターを用いない新技術による国産のCAR-T細胞製剤の開発）に関する3年間のAMEDの補助事業として開発を進めてきました。並行して、技術導入元である名古屋大学において同技術を用いた急性リンパ性白血病に対する臨床研究が実施されるとともに、自社の製造工程の効率化を図りました。また、タイ王国チュラロンコン大学における臨床研究で効果が確認された悪性リンパ腫に対するCAR-T細胞を用いた治療について、名古屋大学でも日本での医師主導治験の開始を予定しており、当社は、日本での医

師主導治験に用いられるCAR-T細胞の製造に向けて準備を進めています。これに加え、当社は本品の開発で得た知見やノウハウを生かし、柏の葉スマートシティ内に「再生医療プラットフォーム」を構築しており、帝人株式会社、国立研究開発法人国立がん研究センター、三井不動産株式会社と協働し、がん領域における本格的な事業展開に取り組んでいます。

こうした結果、当事業年度における売上高は、再生医療受託事業の売上が大幅に拡大し、研究開発支援事業の売上も順調に伸長した結果、全体としての売上が堅調に推移し、2,514,190千円（前期比23.7%増）となりました。営業利益は144,506千円（前期は728,119千円の営業損失）、経常利益は147,009千円（前期は725,477千円の経常損失）、当期純利益は143,169千円（前期は729,317千円の当期純損失）となりました。

なお、セグメント別では、再生医療製品事業の売上高は、1,406,614千円（前期比0.0%増）、再生医療受託事業の売上高は、865,533千円（前期比106.4%増）、研究開発支援事業の売上高は、242,042千円（前期比17.0%増）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	1,406,614千円（前期比 0.0%増）
再生医療受託事業	865,533千円（前期比 106.4%増）
研究開発支援事業	242,042千円（前期比 17.0%増）
合計	2,514,190千円（前期比 23.7%増）

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、研究開発に係る設備機器等の導入等により、総額86,393千円でありました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、再生医療の産業化を推進するために、会社に対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みを展開しています。

① 再生医療製品事業

自家培養表皮ジェイス

自家培養表皮ジェイスは、重症熱傷、先天性巨大色素性母斑及び表皮水疱症の治療のための再生医療等製品です。先天性巨大色素性母斑及び表皮水疱症への使用については、現在、使用成績調査が課せられています。調査には人員や費用の負担がありますが、当社は調査で得られた情報を適切に医療機関に提供することで、有効性及び安全性の確保・向上に努め、医療機関や医師、患者さんの信頼を獲得していきます。

また、保険収載における留意事項において、重症熱傷では40枚（医学的に必要がある場合に限り50枚）、先天性巨大色素性母斑では30枚、表皮水疱症では50枚が保険算定できる最大使用枚数として制限されています。当社は、引き続き使用実績を踏まえて更なる算定限度の緩和を追求し、ジェイス治療の質向上を目指します。

自家培養軟骨ジャック

自家培養軟骨ジャックは、外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）の治療のための再生医療等製品です。当社は、本品移植時の患者さんや医師の負担を少しでも軽減させるため、患者さん自身の骨膜に代えて人工のコラーゲン膜を使用するなど、低侵襲化や移植手技の簡便化を行ってまいりました。今後もこれら活動を通じて、製品価値の向上に取り組んでまいります。

また、外傷等に起因する二次性の変形性膝関節症を対象とする適応拡大に向けた取り組みを推進しており、ジャックのさらなる市場拡大に努めます。

自家培養角膜上皮ネピック・自家培養口腔粘膜上皮オキュラル

自家培養角膜上皮ネピックは、2020年6月に保険収載された眼科領域で国内初となる再生医療等製品であり、角膜上皮幹細胞疲弊症（スティーヴンス・ジョンソン症候群・眼類天疱瘡・移植片対宿主病・無虹彩症等の先天的に角膜上皮幹細胞に形成異常を来す疾患・再発翼状片・特発性の角膜上皮幹細胞疲弊症の患者さんを除く）を適応対象としています。

自家培養口腔粘膜上皮オキュラルは、2021年12月に保険収載された眼科領域の再生医療等製品であり、角膜上皮幹細胞疲弊症（原因を問わず）を適応対象としています。本品は、角膜上皮細胞を用いるネピックとは異なり、口腔粘膜上皮細胞を用いて角膜上皮幹細胞疲弊症を治療する世界初の再生医療等製品です。

当社は、眼科領域で2つの再生医療等製品を有することを強みとして株式会社ニデックと連携し、営業活動を実施します。さらに、両製品を通じて、根治療法の存在しなかった角膜上皮疾患に対する新たな治療の選択肢を提供することにより、眼科領域における再生医療の普及を加速させます。

② 再生医療受託事業

当社は、自社製品の開発・製造・販売を通じて蓄積したノウハウ等を活用し、再生医療等製品の受託開発及びコンサルティング、特定細胞加工物製造受託を行っています。受託案件は多種多様で、それぞれが異なる開発ステージに属するだけでなく、委託元のニーズも異なります。各々の課題を的確にとらえ、委託元と密に連携して着実に業務を進めています。当社は、既存案件及びさらなる良質な新規案件を獲得することで安定的に収益を獲得するとともに、帝人との協業により本事業の拡大を目指します。

③ 研究開発支援事業

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、表皮細胞のエピ・モデルと角膜上皮細胞の角膜モデルをラインナップしており、動物実験を代替する試薬として使用されています。

本シリーズでは、これまでに使用方法の国際標準化に向けた対応を進めてきた結果、エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験法及び皮膚腐食性試験法、ならびに角膜モデル24を用いた眼刺激性試験法がOECDテストガイドラインに記載されています。当社は、ラボサイトシリーズが信頼性の高い動物実験代替材料として活用できることを訴求し、一層の売上増加を目指します。さらなる成長に向けて、市場の大きい皮膚感作性試験法のOECDガイドライン化を進めつつ、海外展開も積極的に推進します。

④ 新規再生医療等製品の開発

当社は、既存の皮膚・軟骨・角膜領域に加え、新たな領域への展開を目指し、新製品の開発を進めています。新領域への挑戦は様々な課題が予測されますが、これまでの再生医療等製品の開発・適応拡大で培ってきた経験・ノウハウを生かしてこれらを解決していきます。また、帝人の医薬品・医療機器事業との連携による新技術の開発・事業拡大を目指します。

⑤ 生産技術の開発

当社の取り扱う自家の再生医療等製品や開発受託サービスは生産の計画性や汎用性が低く、受注等のタイミングに応じて繁閑が大きくなります。顧客に高品質な製品を安定して供給するために、このような変動の多い作業を効率化・平準化するよう生産体制の改善を進めてきました。今後の製品ラインナップの追加は売上増加に大きく寄与しますが、一方で繁閑拡大や量産化対応等の課題が予測されます。当社は、これまで着手してきた独自の生産体制のさらなる革新を目指し、生産プロセス効率化・最適化、生産設備拡大を図ります。

⑥ 販売力の強化

販売体制については、製品ラインナップの追加により新たな領域・分野での営業戦略・営業手法を確立する必要があります。当社は、これまで培ってきた営業ノウハウや顧客との信頼関係をもとに、適切な医療情報の収集・提供の仕組みを再整備し、当社の製品がより適切に使用されるよう万全を尽くすとともに、販売力の強化を図ります。

⑦ 働きがいのある企業風土の醸成

当社は、再生医療の産業化という新しい領域への挑戦を日々続けており、今後も想定を超えた課題に直面する可能性があります。これに際し、自ら考え行動して解決策を見出せる人材の獲得と育成がきわめて重要であり、社員のチャレンジ精神を阻害しない制度や企業風土を醸成すべく取り組んでいます。また、今日では働き方の多様化も求められており、公平かつ一層働きがいのある職場環境をつくりあげていきます。

⑧ 海外展開

当社は、さらなる事業の発展のために、帝人の海外ネットワークを活用して、海外展開に向けた取り組みを行っています。再生医療製品事業では、開発を進めている他家（同種）培養表皮において、海外展開による市場拡大を目指します。他家（同種）細胞を用いた製品であることや乾燥品であることの特長を生かし、国内だけでなく海外市場への展開も加速させていきます。研究開発支援事業では、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズにおいて、皮膚感作性試験のOECDガイドライン化を実現するとともに海外展開を加速し、事業規模の飛躍的成長を推進していきます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

1. 親会社等との関係

当社の親会社は帝人株式会社であります。

帝人は、当社の普通株式に対する公開買付けを通じて、2021年3月9日付で当社株式23,439,173株（所有割合57.71%）を取得しました。これにより帝人は、57.72%（2024年3月31日現在）の議決権を有する当社の親会社に該当しています。

2. 親会社等との間の取引等に関する事項

当社は、親会社等の企業グループとの取引等を行う際は、少数株主の利益を害することのないよう、法令や社内規定に基づき当該取引の必要性や一般的な取引条件と同等であることを確認した上で、合理的に判断しています。支配株主を有する上場会社として、コーポレートガバナンス・コードに則り、少数株主の利益保護の観点から、より一層の体制強化に取り組んでいます。

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を3分の1以上（2名）確保しています。また、2022年7月から、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置しています。委員は、独立社外取締役正井俊之、独立社外取締役北島康雄、社外監査役加藤孝浩、社外監査役小川薫の4名で、委員長は独立社外取締役正井俊之が務めます。

3. 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

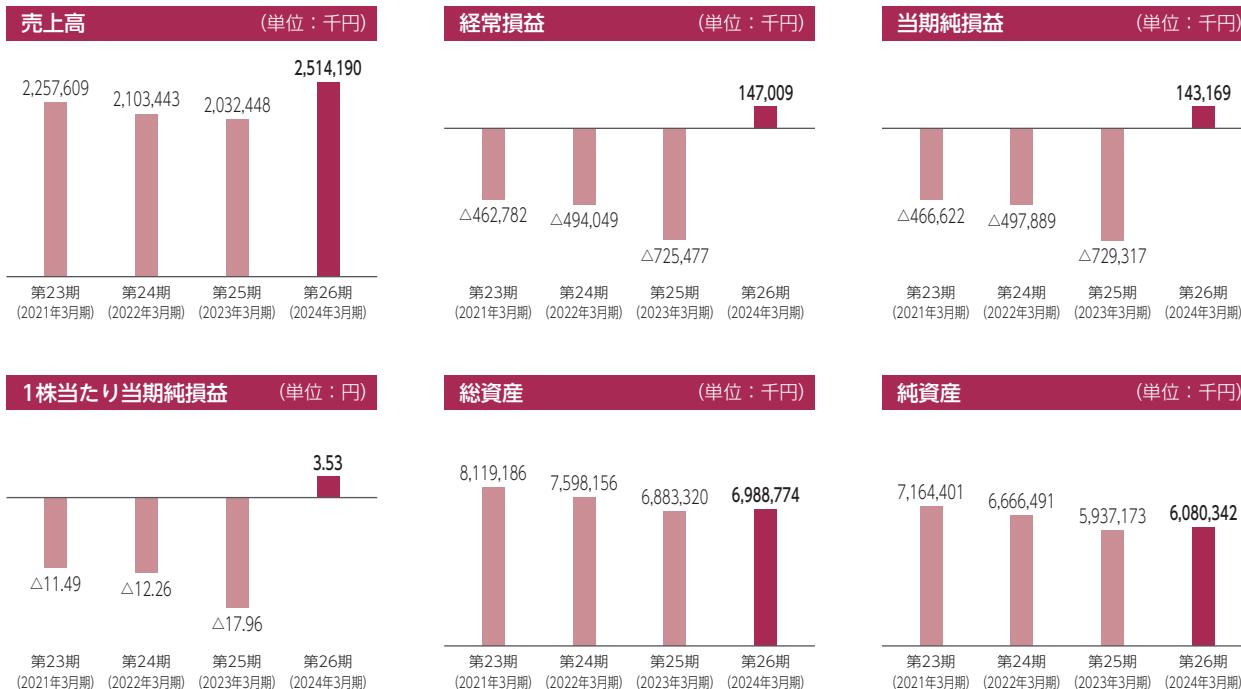
当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社である帝人株式会社との間で資本業務提携契約を締結しています。本契約の中で、事前承諾事項として、当社は、以下の事項を行い又は決定する場合には、当該事項を行い又は当該決定を行う日の遅くとも2週間前までに帝人に対し書面による通知を行い、帝人の事前の書面による承諾を取得するものとしています。

- (i) 子会社又は関連会社の異動
- (ii) 上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれのある行為又は上場廃止の申請
- (iii) 第三者との間での本業務提携に類似する業務提携（合併会社の設立及びライセンスの付与を含む）
- (iv) 組織変更、合併、株式交換、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受その他これらに準ずる行為。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第23期 (2021年3月期)	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)
売上高	(千円)	2,257,609	2,103,443	2,032,448	2,514,190
経常損益	(千円)	△462,782	△494,049	△725,477	147,009
当期純損益	(千円)	△466,622	△497,889	△729,317	143,169
1株当たり当期純損益	(円)	△11.49	△12.26	△17.96	3.53
総資産	(千円)	8,119,186	7,598,156	6,883,320	6,988,774
純資産	(千円)	7,164,401	6,666,491	5,937,173	6,080,342

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、再生医療等製品の研究開発・製造・販売と、再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託、ならびに研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりです。

- ・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療等製品（表皮、軟骨、角膜等）の研究開発・製造・販売
- ・再生医療受託事業……再生医療等製品の開発製造受託（CDMO）及び再生医療等製品の開発業務受託（CRO）
- ・研究開発支援事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

本社 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
211名 (22名)	4名減	38.6歳	10.0年

事業区分	従業員数
再生医療製品事業	90名 (9名)
再生医療受託事業	24名 (3名)
研究開発支援事業	10名 (1名)
全社（共通）	87名 (9名)
合計	211名 (22名)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

[その他の記載事項]

- ①その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

- ②事業の譲渡、合併等企業再編行為等
該当事項はありません。

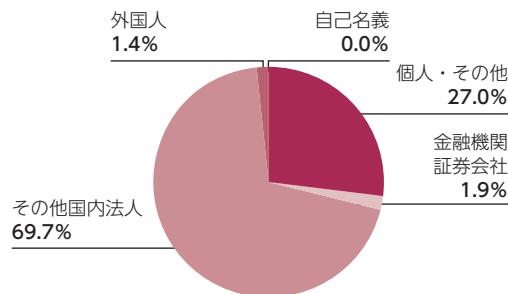
会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 55,000,000株

(2) 発行済株式の総数 40,610,200株
(うち自己株式 246株)

(3) 株主数 11,087名

所有者別 株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
帝人株式会社	23,439,173	57.71
株式会社ニデック	4,227,200	10.40
前田陽子	342,400	0.84
小澤洋介	292,000	0.71
五味大輔	290,000	0.71
株式会社SBI証券	280,685	0.69
J-TEC従業員持株会	238,183	0.58
サーラエナジー株式会社	184,000	0.45
上田八木短資株式会社	166,900	0.41
楽天証券株式会社	137,300	0.33

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (246株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	畠 賢一郎	再生医療イノベーションフォーラム 代表理事副会長 日本再生医療学会 理事 公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団 理事
取締役 専務執行役員	大須賀 俊 裕	
取締役	中 野 貴 之	帝人株式会社 ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長 帝人ナカシマメディカル株式会社 取締役 帝人メディカルテクノロジー株式会社 取締役 帝人リジエネット株式会社 取締役 再生医療イノベーションフォーラム 理事
取締役	東 山 博 次	帝人株式会社 新事業管理部長 Teijin Lielsort Korea Co., Ltd. 監査役
取締役 (社外)	正 井 俊 之	株式会社府中カントリークラブ 常務取締役
取締役 (社外)	北 島 康 雄	一般財団法人誠仁会 理事長 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 名誉院長・理事
常勤監査役	倉 橋 清 隆	
監査役 (社外)	加 藤 孝 浩	クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社岐早造園 監査役
監査役 (社外)	小 川 薫	株式会社ATグループ 社外監査役

- (注) 1. 取締役正井俊之氏、北島康雄氏は、社外取締役であります。
監査役加藤孝浩氏、小川薫氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
①取締役樋口典子氏、池田幸紀氏、手塚勉氏は、2023年6月14日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
②取締役東山博次氏、北島康雄氏は、2023年6月14日開催の第25期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
3. 常勤監査役倉橋清隆氏は、株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）及び株式会社ニデックにおける豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役小川薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役正井俊之氏、北島康雄氏、監査役加藤孝浩氏、小川薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役正井俊之氏、北島康雄氏、取締役中野貴之氏、東山博次氏及び監査役倉橋清隆氏、加藤孝浩氏、小川薫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額としております。
6. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟、ADR、行政手続及び刑事手続の争訟費用、損害賠償金及び和解金（以下これらの金銭を併せて「損害」といいます。）を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な利得行為又は故意による法令違反行為に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の第328回取締役会において、令和元年改正会社法（第361条第7項）及び会社法施行規則（第98条の5）に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について下記のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、取締役の報酬は、固定報酬のみを支払うこととする。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、2006年6月29日開催の第8回定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内（年額3億円以内）において、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長執行役員畠賢一郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

当社の役員報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、当社の役員報酬等は固定報酬のみとし、業績連動の報酬は支給しておりません。

当社は2006年6月29日開催の第8回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を3億円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は8名（うち社外取締役は3名）です。また、2004年6月30日開催の第6回定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を5千万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当期における取締役の報酬は2023年6月14日の取締役会において、代表取締役社長執行役員畠賢一郎に一任する旨を決議しております。取締役会において一任を受けた代表取締役社長執行役員畠賢一郎は、取締役の役位及び職責等を勘案し、上記の報酬限度額内で各取締役の報酬を決定しています。また、監査役の報酬は、2023年7月20日の監査役会において、上記の報酬限度額内で各監査役の報酬金額を決議しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	41,070 (4,290)	41,070 (4,290)	－ (－)	－ (－)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10,457 (3,480)	10,457 (3,480)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	51,528 (7,770)	51,528 (7,770)	－ (－)	－ (－)	12 (5)

(注) 1. 上記には、2023年6月14日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役正井俊之氏は、株式会社社府中カントリークラブの常務取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役北島康雄氏は、一般財団法人誠仁会理事長、社会医療法人厚生会中部国際医療センター名誉院長・理事であります。なお、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役、株式会社岐阜造園監査役であります。なお、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役小川薫氏は、公認会計士であり、株式会社ATグループ社外監査役であります。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 正井俊之	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要の発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
取締役 北島康雄	2023年6月に就任後、当事業年度に開催された取締役会9回のうちすべてに出席いたしました。主に当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要の発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
監査役 加藤孝浩	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役 小川薫	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

15,483千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,483千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんが、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

i) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制ならびに金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、まとめて「内部統制システム」という。）を以下のとおり整備し、継続的に改善する。

【取締役関連】

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「企業理念」を企業経営の最優先事項に位置づけ、取締役はこれを高次元で達成するように職務を執行する。
2. 「行動指針」、「コンプライアンス・ポリシー」等を定め、取締役自らが率先垂範し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役及び執行役員の中からコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス遵守状況を監視し、体制の点検・整備等により継続的な改善を実施する。また、これらの活動は取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
5. 当社は、財務計算に関する報告その他の情報の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備・運用するとともに、適時かつ適切に開示する。
6. 取締役が相互に監督することにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、非業務執行取締役が職務執行を監督することによって客観性を確保する。
7. 代表取締役の直轄部門として監査室を設置する。監査室は、監査役と連携のうえ、業務執行状況等の内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、権限配分及び意思決定ルールに基づく効率的な職務執行の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
2. 取締役会は全社的な目標を定め、この目標達成のために、業務執行取締役及び執行役員は具体的手段・方法を立案して職務を遂行し、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議において定期的に進捗状況をレビューする。

3. 業務運営に関する個別課題については、経営会議において審議する。なお、経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において決定する。
4. 職務執行に係る職務分掌及び権限委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲で業務執行することにより、業務の効率化を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報は、文書（電磁的媒体を含む。以下同じ。）に記録する。文書は適切に保管し、毀損や流出を防止する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧、謄写又は複写できる。
2. 電子化された情報の保存及び管理を確実に実施するため、「情報セキュリティ・ポリシー」に基づき、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。

【監査役関連】

① 監査役を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における従業員に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役を補助するために必要な補助作業を監査役から求められた場合、当社は当該監査役と協議し、職務を補助する補助員を確保する。
2. 補助員は、監査役の命令に関して、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けない。
3. 補助員に対する人事異動、人事評価、処罰等においては、監査役より命令を受けて実施した補助業務について不利益な取扱いをしない。

② 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議の他、すべての会議及び委員会等に出席し、報告を受けることができる。
2. 監査役が求める重要な事項等について、取締役、執行役員及び従業員はすみやかに報告する。
3. 法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報及びその内容について、取締役、執行役員及び従業員は、監査役及び監査役会にすみやかに報告する。
4. 監査役に直接報告・相談を行った取締役、執行役員又は従業員に対して、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性、有用性を十分に認識し、取締役と協力して監査役監査を実効的に行うことのできる環境を整備する。
2. 監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人は、監査業務の品質及び効率を高めるため、それぞれの間で定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図る。
3. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査の実効性を担保するために監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

【その他】

① 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び当社の「企業理念」を従業員に遵守させるため、「行動指針」及び「コンプライアンス・ポリシー」を定め、すべての従業員に周知、徹底する。
2. 従業員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、責任者に直ちに報告し、必要に応じて取締役会及び監査役に報告する。
3. コンプライアンス上疑義のある事実等について、役職を問わず、これを知った者が情報提供を直接行うことのできる内部通報制度を設置する。
4. 内部通報制度の相談窓口の1つとして社外窓口を設置し、利用しやすい環境及び利用者の匿名性を担保する。また、利用者が不利益を被らない仕組みとする。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に則った懲戒を含め、厳正に対処する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理に関する規程を策定するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等の様々なリスクに対応するため、それぞれの部署にリスク管理責任者を置き、リスクを把握、分析し、必要な対応策を講じる。
2. 組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行う機関として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備える。
3. 情報を重要な会社資産として認識し、取締役及び執行役員の中から情報セキュリティ担当役員を任命するとともに、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定し、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。特に、個人情報に関しては「プライバシー・ポリシー」を定め、これを遵守する。
4. 重大な危機発生時には、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、損害の軽減及び復旧を図る。

③ サステナビリティへの取り組み状況

1. 当社は、サステナビリティ方針に基づく様々な活動について、関係するそれぞれの部署が責任をもって推進する。これらの活動が社会要請に基づく適正な活動であることを俯瞰的に確認する機関として、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置している。また、これらの活動に伴うリスクを組織横断的に監視する機関として、社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置している。各委員会の活動については、当社取締役会に報告する。
2. 当社は「再生医療をあたりまえの医療に」というビジョンのもと、再生医療のリーディングカンパニーとして持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上に努めることをサステナビリティ方針とする。本方針のもと、地域との連携をはじめ、次世代への教育、支援、従業員にとってより働きやすい職場づくり、再生医療の普及に向けた啓発活動などに取り組む。
3. 当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針（人材育成方針）及び社内環境整備に関する方針（社内環境整備方針）は、以下のとおり。

・人材育成方針

当社は「再生医療をあたりまえの医療に」をビジョンに掲げており、新しい世界に向けて挑戦する意欲のある人材を必要としている。ビジョンの実現には、年齢や性別、身につけた専門知識や技術等の多様な人材を集め、それぞれの力を最大限に発揮する必要がある。当社は、様々な背景や個性を持つ社員一人ひとり toward 向き合い、それぞれの特性に応じた人材育成に取り組む。

1) 個々の専門性（知識・技能）の向上

社員のよりどころ（軸）となる知識や技能を一人ひとりの背景や個性に応じてサポートし、仕事への自信につなげる。

2) 仕事を通じた自己成長の促進

身につけた知識や技能を仕事を通じて活用し、応用することでより高度な人格を形成させ、自律した社員を育成する。

3) キャリア形成に対するサポート

社員一人ひとりが持つ様々な事情や希望を踏まえ、すべての社員が活躍できるキャリア形成をサポートする。

4) 自己啓発に対する支援

社員が意欲的に学び、チャレンジする姿勢を促し、社員の成長につながる自己啓発や自己活動を支援する。

・社内環境整備方針

当社が再生医療の産業化を実現し、永続的に成長するためには、社員が安心して生き生きと働ける職場環境の実現が必要である。当社は、社会環境や社員のライフステージの変化に対応できるように、多様な働き方が選べる制度を整備する。年齢や性別、専門性や雇用形態などの違いを踏まえ、すべての社員一人ひと

りが自分のキャリアに向き合い、将来を見据えて挑戦していく社内風土の醸成を目指す。

1) ワークライフマネジメントの推進

仕事とプライベートを単純に切り分けるのではなく、仕事とプライベートを融和させ、働きがいや自己成長につなげる。

2) 働くことによるこび

社員一人ひとりの役割や能力にあう目標を設定し、これを達成することで働くことへのよろこびや満足につなげる。

3) 持続可能な社会への貢献

顧客やエンドユーザーの声を社員に伝えることで自分の仕事为社会に貢献していることを認識させ、人生の充実につなげる。

4) コミュニケーションの充実

社員間の対話が活発に行われる社内風土を醸成し、よい人間関係を構築することにより自己肯定感の向上につなげる。

④ 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、親会社を含む企業集団における企業統治（コーポレートガバナンス）の適正性を確保するため、グループ会社と相互に情報を共有し、グループポリシーを踏まえて当社の内部統制システムを構築する。
2. 当社は子会社を保有しないため、会社法及び会社法施行規則で定める「子会社の内部統制システムに係る管理」及び「子会社から監査役への報告の体制」の整備は対象外とする。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係の排除を「コンプライアンス・ポリシー」に定め、「反社会的勢力対応マニュアル」等に則り、毅然とした態度で対応する。
2. 平素から警察関係機関、弁護士等の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

ii) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する活動状況（内部通報の内容を含む。）について主管部署からの報告を受け、コンプライアンス体制の状況を確認しました。

コンプライアンス研修を継続的に実施するだけでなく、管理職向け、テーマ別、ディスカッションなどの様々な形式で実施することにより、役職員全体のコンプライアンス意識の向上を図っています。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役6名（うち独立社外取締役2名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は12回開催し、各議案についての審議、業務執行等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するために執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、効率化を図っています。

③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、顕在化したリスク案件及びその対応について主管部署からの報告を受け、リスク管理の状況について確認しました。

また、各部署からリスク課題及びアクションプランを収集し、全社のリスク重点課題を設定しました。これに対するアクションプランを立案・実行することでリスク案件の発生頻度の低下に努めました。さらに定期的な情報セキュリティ研修や継続的な啓蒙活動を実施し、役職員全体の情報セキュリティに関する意識及び知識の向上を図っています。

④ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役会は10回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。また、常勤監査役については、コンプライアンス委員会等の重要な社内会議への出席や稟議書等の常時閲覧により、監査の実効性の向上を図っています。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

新規取引先との契約締結に関して、決裁手続きの徹底や反社会的勢力排除条項の契約書への記載等の対応を実施しています。また、地元警察や顧問弁護士との情報連携を図っています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 当社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に

資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすTissue Engineeringをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と医薬品医療機器等法の適用を受けない研究開発支援事業、及び再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役が直接全役職員に説明することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。

当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。企業理念・ビジョンに基づき、上場会社として自律性・主体性のある経営を行っています。支配株主を有する上場会社として、コーポレートガバナンス・コードに則り、少数株主の利益保護の観点から、より一層の体制強化を図ります。

当社の取締役会は取締役6名で構成され、そのうち2名は独立社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。また、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会は、監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8②に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について助言を受けること、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員2名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者、代表取締役に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な成長に向けて適応拡大や新製品開発を進める中で複数の治験を予定していることや、事業拡大のための人材確保や設備投資等の能力増強を予定していることに加えて、パンデミックや大規模災害等に見舞われた際の経営リスクへの対応として、一定程度の資金を確保しておく必要があります。

当社は、当事業年度に黒字化を達成しました。しかしながら、将来にわたり安定した黒字体質を実現することを最優先課題とし、当事業年度は無配とさせていただきたいと存じます。今後、経営成績及び財政状況を勘案しながら、利益配当を検討する所存です。

(注) 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第26期 2024年3月31日現在	科目	第26期 2024年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	5,339,279	流動負債	873,531
現金及び預金	4,266,344	買掛金	19,573
受取手形	4,371	電子記録債務	64,014
売掛金	521,923	未払金	210,469
電子記録債権	82,362	未払費用	19,646
仕掛品	55,679	未払法人税等	35,443
原材料及び貯蔵品	172,886	契約負債	82,395
前払費用	32,059	預り金	16,972
その他	203,651	賞与引当金	161,792
固定資産	1,649,495	その他	263,224
有形固定資産	1,510,880	固定負債	34,900
建物	677,485	役員退職慰労引当金	34,900
構築物	1,477		
機械及び装置	124,462	負債合計	908,431
工具、器具及び備品	61,387	純資産の部	
土地	582,770	株主資本	6,080,342
建設仮勘定	63,296	資本金	4,958,763
無形固定資産	102,527	資本剰余金	2,788,763
ソフトウェア	23,165	資本準備金	2,788,763
その他	79,362	利益剰余金	△1,666,875
投資その他の資産	36,086	その他利益剰余金	△1,666,875
出資金	20	繰越利益剰余金	△1,666,875
長期前払費用	34,172	自己株式	△308
その他	1,894	純資産合計	6,080,342
資産合計	6,988,774	負債純資産合計	6,988,774

損益計算書

(単位：千円)

科目	第26期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上高	2,514,190
売上原価	823,556
売上総利益	1,690,634
販売費及び一般管理費	1,546,127
営業利益	144,506
営業外収益	3,429
受取利息	782
受取配当金	0
受取奨励金	1,000
社員駐車場収入	929
雑収入	717
営業外費用	927
為替差損	927
雑損失	0
經常利益	147,009
特別利益	130,789
補助金収入	130,789
特別損失	130,789
固定資産圧縮損	130,789
税引前当期純利益	147,009
法人税、住民税及び事業税	3,840
当期純利益	143,169

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金				
			繰越利益剰余金				
2023年4月1日期首残高	4,958,763	2,788,763	△1,810,045		△307	5,937,173	5,937,173
事業年度中の変動額							
当期純利益			143,169			143,169	143,169
自己株式の取得					△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	—	—	143,169		△0	143,168	143,168
2024年3月31日期末残高	4,958,763	2,788,763	△1,666,875		△308	6,080,342	6,080,342

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 新家 徳子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福田 秀敏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリングの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロ(1)の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロ(1)の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 - ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング監査役会

常勤監査役 倉橋 清 隆 ㊟
監 査 役 加 藤 孝 浩 ㊟
監 査 役 小 川 薫 ㊟

(注) 監査役加藤孝浩及び監査役小川薫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所グロース
証 券 コ ー ド	7774
事 業 年 度	4月1日から3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月中
基 準 日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 場 所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵 便 物 送 付 先 及 び 照 会 先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (通話料無料)

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

新製品 メラノサイト含有自家培養表皮「ジャスミン」保険適用に向けて



メラノサイト含有自家培養表皮

当社は、5つ目の再生医療等製品として、「非外科的治療が無効又は適応とならない白斑」の治療を目的としたメラノサイト（色素細胞）含有自家培養表皮（販売名：ジャスミン）の保険収載へ向け、厚生労働省との協議を鋭意進めています。

詳細は当社HPの適時開示をご覧ください（URL：<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7774/tdnet/2252504/00.pdf>）。



スマートフォン
の方はこちら

適応対象

白斑は、皮膚に存在するメラノサイト（色素細胞）が欠失又は減少する等で皮膚の色が白く抜ける疾患です。本品の対象は、後天的にメラノサイトが破壊されて発症する尋常性白斑のうち12ヶ月程度症状が固定しているものや、先天的な遺伝子異常により発症するまだら症などで、外用薬や内服、光線療法といった非外科的治療が無効又は適応とならない白斑です。

他家（同種）乾燥ヒト培養表皮の上市に向けて

～ 第一種医療機器製造販売業許可の取得および医療機器製造業登録完了 ～

当社は、現在開発中の他家（同種）乾燥ヒト培養表皮（開発名：Allo-JaCE03）の上市に向けた法規制上の対応を進めてきました。2024年2月21日には愛知県より「第一種医療機器製造販売業」の許可を取得し、また「医療機器製造業」の登録が完了しました。

国内初となる他人の皮膚組織を原材料とした「Allo-JaCE03」は、生きた細胞を含まないため「医療機器」に分類されます。本製品を製造販売・製造するためには、新たに医療機器に関する業許可取得および登録が必要であり、これにより当社は医療機器の開発、製造から品質管理までを一貫して行うことが可能となります。当社は、患者さん自身の細胞を用いた自家再生医療等製品で培ったノウハウをもとに本製品の上市を目指します。

詳細は当社HPの適時開示をご覧ください（URL：<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7774/tdnet/2401632/00.pdf>）。



スマートフォン
の方はこちら

「Allo-JaCE03」

他家（同種）乾燥ヒト培養表皮



再生医療を安定的かつ永続的に供給する取り組み

～ 「再生医療イノベーションAward」 受賞 ～

当社は、第23回日本再生医療学会総会の「再生医療イノベーションAward」において、Established Company 部門に選出されました（受賞企業 計2社）。本アワードは、以下の観点を基に審査されました。

- 優れた再生医療技術の研究・開発を行い、その成果が実用化や臨床応用に向けて進展している企業
- 再生医療分野において社会的・経済的な価値を提供し、健康産業の発展に貢献している企業
- 環境への配慮や倫理的な観点からも優れた活動を行っている企業

当社のこれまでの歩みと成果

当社は医療機関と連携しながら、再生医療等製品を適切かつ合理的に社会実装するための仕組みを作ってきました。これまで5つの自家培養製品の製造販売承認を受け、3,000症例以上の製品を安定供給してきました。当社は今後も自家細胞を用いた再生医療のプラットフォームとして再生医療の価値の普及に努めていきます。



社員が安心して働ける職場作りへの取り組み

～ あいち女性輝きカンパニー認証 ～

当社社員の育休取得率は100%*であり、育児休業後も短時間勤務制度などを活用しながら仕事に復帰する社員が多く在籍しています。当社は社員一人ひとりが安心して活躍できる環境づくりに努め、今後も社員に寄り添った職場作りを目指します。当社は本取り組みにより「あいち女性輝きカンパニー」に認証されています。

*配偶者の出産を含む（2024年3月現在）

【あいち女性輝きカンパニーとは】

女性活躍促進に向けたトップの意識表明やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組み等を行っている企業を県が認証することにより、職場における女性の「定着」と「活躍」の拡大を図る取り組み。



参考

蒲郡市企業紹介パンフレット
特集企画【蒲郡で働く・輝く女性】

「蒲郡で働く・輝く女性」のインタビューに当社社員が掲載されています。
(URL : <https://www.city.gamagori.lg.jp/uploaded/attachment/97610.pdf>)



蒲郡企業紹介
パンフレットは
こちら

再生医療受託事業の拡大



受注実績
[契約ベース]
230件
(2024年4月現在)

当社は、再生医療等製品を開発・製造・販売してきたノウハウを生かし、アカデミアやベンチャー企業が持つ医療技術を製品化するために、開発段階に応じた様々な支援を行っています。当社の実績に基づいた具体的な提案が、顧客から高いご評価をいただいております。受注件数は順調に増加し売上が大きく拡大しています。

また、当社は親会社である帝人株式会社と再生医療受託事業（CDMO事業）に係るノウハウを非独占的に帝人へ提供するライセンス契約を締結し、グループとして更なる事業拡大に向け協働しています。

千葉県「柏の葉スマートシティ」内に「再生医療プラットフォーム」を立ち上げるべく当社ノウハウの移管を進め、2024年2月には同シティ内のCDMO拠点である「柏の葉ファシリティ」が稼働を開始しました。



柏の葉ファシリティ

ラボサイト 研究開発支援事業「LabCyte」の海外展開



当社は、再生医療等製品の開発で蓄積した培養技術を応用して、研究用ヒト培養組織を製造販売しています。本研究用資材は、外用医薬品や化粧品の開発、皮膚や角膜を用いた基礎研究に使用され、国内ではトップのシェアを誇るとともに、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD*）の試験法ガイドラインに記載されています。

* OECD: Organization for Economic Co-operation and Development, 経済協力開発機構

近年世界的に動物愛護が叫ばれ、世界に先駆けて動きが活発化した欧州、米国に次ぎ、アジア圏では2020年から2025年にかけて中国・インドの市場成長率が非常に高いと予測されています（年次成長率10%超）。当社はこのような世界的情勢を踏まえ、国内のみならず海外への「LabCyte」展開を加速します。

インドにおける化粧品科学の研究促進を目的に設立されたISCC (Indian Society of Cosmetic Chemists) 研究会においてLabCyteシリーズに関するセミナーを実施しました

会場のご案内

会場
 愛知県蒲郡市港町18-23
蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール
 TEL 0533-68-7171

交通のご案内
 JR蒲郡駅／名鉄蒲郡駅南口から徒歩5分
 東名音羽蒲郡I.C.から車で20分
 駐車場あり（無料140台）

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング
 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
 TEL 0533-66-2020 (代表) URL <https://www.jp-te.co.jp>



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

